

地方独立行政法人法の改正について

- 1 施行日 平成30年4月1日（一部は平成32年4月1日）
- 2 改正の概要 公立大学法人に関する部分は次のとおり
 - (1) 内部統制体制の整備
業務方法書における内部統制体制の整備に関する事項の記載
 - (2) 監事の権限強化
監事による報告徴収、調査の権限や役員の不正行為に関する報告の義務化
 - (3) 見込評価の導入
中期目標期間の5年目に見込評価を実施
- 3 改正後の評価委員会の業務内容（新旧対照表）

(1) 公立大学法人の業務実績の評価を行う。 【項目数 5 6】

改正前	条項	改正後	条項
事業年度の業務の実績	28条第1項	各事業年度の業務の実績	78条の2第1項第1号
		中期目標期間の最終年度の前々年度（4年度目）の業務実績及び中期目標期間終了時の業務実績見込み	" 第2号
中期目標期間の業務の実績	30条第1項	最後の事業年度（6年目）の業務実績及び中期目標期間の業務の実績	" 第3号
中期目標期間における評価は、学校教育法に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる。	79条	同左	79条
評価結果の法人への通知		評価結果の法人への通知	
(評価結果を踏まえた)法人に対する業務運営の改善その他の勧告	28条第3項 30条第3項	(評価結果を踏まえた)法人に対する業務運営の改善その他の勧告	78条の2第4項
評価結果・勧告内容の市長への報告及び公表	28条第4項	評価結果・勧告内容の市長への報告及び公表	78条の2第5項

（裏面あり）

(2) 市長が評価委員会の意見を聴くもの【項目数 125】

改正前	条項	改正後	条項
中期目標の策定、変更(議会の議決が必要)	25条第3項	同左	
中期目標期間の終了時に市長が法人の組織・業務の全般について検討する際の意見	31条第2項	中期目標期間最終年度の前々年度分の終了時見込み評価を行ったときの、市長が法人の組織・業務の全般について検討する際の意見	79条の2第2項
中期計画の認可	26条第3項	同左	78条第4項
業務方法書の認可	22条第3項	削除	
各年度の財務諸表の承認 (財務諸表)貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、その他の附属明細書	34条第3項	削除	
各年度の損益計算後の残余の額を、中期計画に定める「剰余金の使途」に充当することの承認	40条第5項	削除	
中期目標期間における積立金を、次期中期目標期間の業務財源に充当することの承認		削除	
中期計画に定める限度を超える短期借入金の認可	41条第4項	削除	
資金不足のため償還することができない短期借入金の借り換えの認可		削除	
出資に係る不要財産の納付(議会の議決が必要)	42条の2第5項	同左	
出資に係る不要財産の納付(簿価超過額を納付しない認可)	42条の2第6項	削除	
重要な財産の処分の認可(議会の議決が必要)	44条第2項	同左	44条第2項

(3) 市長に意見の申し出ができるもの【項目数 変更なし】

改正前	条項	改正後	条項
役員の報酬等の支給基準が、社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて	49条第2項、56条第1項	同左	49条第2項、56条第1項